

公 告

当組合の一般保険料率、及び調整保険料率を令和8年3月1日(令和8年3月分保険料、但し、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については、令和8年4月分保険料)から変更したので、下記のとおり公告します。

記

	一般保険料率	調整保険料率	合 計
事業主	48.350/1000	0.650/1000	49.000/1000
被保険者	48.350/1000	0.650/1000	49.000/1000
計	96.700/1000	1.300/1000	98.000/1000

(内訳)

	基本保険料率	特定保険料率	合 計
事業主	29.289/1000	19.061/1000	48.350/1000
被保険者	29.289/1000	19.061/1000	48.350/1000

施行日 令和8年3月1日

令和8年3月2日

三重県自動車販売健康保険組合
理事長 竹林 憲明